

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条</p> <p>ア } (略)</p> <p>イ }</p> <p>ウ 文書料 (法令に基づき無料で交付すべきものを除く。)</p> <p>普通診断書料 1通につき 2,160 円</p> <p>死亡診断書 (死体検案書) 料 1通につき 2,160 円</p> <p>特殊診断書料</p> <p><u>自立支援医療に係る文書料</u></p> <p><u>更生医療意見書料 (初回申請時のみ)</u> 1通につき 2,160 円</p> <p><u>育成医療意見書料 (初回申請時のみ)</u> 1通につき 2,160 円</p> <p><u>精神通院医療診断書料</u> 1通につき 2,160 円</p> <p><u>難病の患者に対する医療等に関する法律 (特定医療費の支給) に係る臨床調査個人票 (診断書) 料</u> 1通につき 2,160 円</p> <p>自動車損害賠償責任保険に係る診断書料 1通につき 5,400 円</p> <p>上記以外の診断書料 1通につき 4,320 円</p> <p>証明書料 1通につき 1,620 円</p> <p>特殊証明書料</p> <p>自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書料 1通につき 4,320 円</p> <p>上記以外の証明書料 1通につき 3,240 円</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 先進医療料</p> <p>術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法 原発性乳がん (エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る。) 1回につき 280 円</p> <p>多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術 1眼につき 279,000 円</p> <p>重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病に対する脳死ドナー又は心停止ドナーからの膵島移植 重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病 1回につき 357,100 円</p> <p>短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する脳死ドナーからの小腸移植 1回につき 1,751,000 円</p>	<p>第2条</p> <p>ア } (同 左)</p> <p>イ }</p> <p>ウ 文書料 (法令に基づき無料で交付すべきものを除く。)</p> <p>普通診断書料 1通につき 2,160 円</p> <p>死亡診断書 (死体検案書) 料 1通につき 2,160 円</p> <p>特殊診断書料</p> <p>自動車損害賠償責任保険に係る診断書料 1通につき 5,400 円</p> <p>上記以外の診断書料 1通につき 4,320 円</p> <p>証明書料 1通につき 1,620 円</p> <p>特殊証明書料</p> <p>自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書料 1通につき 4,320 円</p> <p>上記以外の証明書料 1通につき 3,240 円</p> <p>エ (同 左)</p> <p>オ 先進医療料</p> <p>術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法 原発性乳がん (エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る。) 1回につき 280 円</p> <p>多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術 1眼につき 279,000 円</p> <p>重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病に対する脳死ドナー又は心停止ドナーからの膵島移植 重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病 1回につき 357,100 円</p> <p>短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する脳死ドナーからの小腸移植 1回につき 1,751,000 円</p>

急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存病変(MRD)量の測定 1回につき 94,600円

ペメトレキセド静脈内投与及びシスプラチン静脈内投与の併用療法 肺がん(扁平上皮肺がん及び小細胞肺がんを除き、病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。)

1回につき 10,100円  
術前のホルモン療法及びゾレドロン酸投与の併用療法 閉経後のホルモン感受性の乳がん(長径が五センチメートル以下であって、リンパ節転移及び遠隔転移しておらず、かつ、エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る。)

1回につき 3,130円  
食道がんの根治的治療がなされた後の難治性の良性食道狭窄に対する生分解性ステント留置術 食道がんの根治的治療がなされた後の難治性の良性食道狭窄(内視鏡による検査の所見で悪性ではないと判断され、かつ、病理学的見地から悪性ではないことが確認されたものであって、従来の治療法ではその治療に係る効果が認められないものに限る。)

1回につき 12,713円  
ラジオ波焼灼システムを用いた腹腔鏡補助下肝切除術 原発性若しくは転移性肝がん又は肝良性腫瘍

1回につき 705,100円  
オクトレオチド皮下注射療法 先天性高インスリン血症(生後2週以上12月未満の患者に係るものであって、ジアゾキサイドの経口投与では、その治療に係る効果が認められないものに限る。)

カ }  
ク } (略)  
ナ }  
(後 略)

急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存病変(MRD)量の測定 1回につき 94,600円

ペメトレキセド静脈内投与及びシスプラチン静脈内投与の併用療法 肺がん(扁平上皮肺がん及び小細胞肺がんを除き、病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。)

1回につき 10,100円  
術前のホルモン療法及びゾレドロン酸投与の併用療法 閉経後のホルモン感受性の乳がん(長径が五センチメートル以下であって、リンパ節転移及び遠隔転移しておらず、かつ、エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る。)

1回につき 3,130円  
食道がんの根治的治療がなされた後の難治性の良性食道狭窄に対する生分解性ステント留置術 食道がんの根治的治療がなされた後の難治性の良性食道狭窄(内視鏡による検査の所見で悪性ではないと判断され、かつ、病理学的見地から悪性ではないことが確認されたものであって、従来の治療法ではその治療に係る効果が認められないものに限る。)

1回につき 12,713円  
ラジオ波焼灼システムを用いた腹腔鏡補助下肝切除術 原発性若しくは転移性肝がん又は肝良性腫瘍

1回につき 705,100円  
オクトレオチド皮下注射療法 先天性高インスリン血症(生後2週以上12月未満の患者に係るものであって、ジアゾキサイドの経口投与では、その治療に係る効果が認められないものに限る。)

1回につき 1,676,719円  
内視鏡下手術用ロボットを用いた内視鏡下咽喉頭切除術 中咽頭がん、下咽頭がん又は喉頭がん(TNM分類がTis、T1又はT2、N0及びM0である患者に係るものに限る。)

1回につき 1,075,010円

カ }  
ク } (同 左)  
ナ }

附 則

この規程は、平成27年2月13日から施行する。ただし、第2条ウの改正規定は、平成27年4月1日

	から施行する。
--	---------